

# 兵庫医科大学医学部後援会会則

## (名称及び事務所)

第1条 本会は、兵庫医科大学医学部後援会と称し、その事務所は兵庫医科大学内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、兵庫医科大学（以下「大学」という）の学生教育及び健全な学生生活の助成を図るとともに、大学の発展振興に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 大学事業への協力
- 2 学費の援助
- 3 不慮の災害時における学生への援助
- 4 学生の課外活動等への援助
- 5 大学及び会員相互の親睦
- 6 その他必要な事業

## (会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりに構成する。

- 1 兵庫医科大学医学部に在籍する学生の第一身元保証人（学資負担者）またはその配偶者
- 2 本会の趣旨に賛同すると表明した卒業生の第一身元保証人またはその配偶者
- 3 兵庫医科大学同窓会会長、副会長

## (入会金及び会費)

第5条 第4条第1号に定める会員の入会金及び会費は、次のとおりとし、入会時に納入しなければならない。入会金及び会費は、入学者1名につき50万円とする。

- ② 第4条第2号及び第3号に定める会員の入会金及び会費は徴収しない。
- ③ 既納の入会金及び会費は、理由にかかわらず返還しない。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 理事 若干名
- 2 評議員 若干名
- 3 監事 若干名

## (役員を選任)

第7条 評議員は会員総会において、会員の内から選任する。

- ② 理事及び監事は評議員会において互選する。

## (役員任期)

第8号 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。しかし、原則として身元を保証する学生の卒業後2期4年までとする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- ② 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- ③ 顧問は本会の運営について諮問に応じ、また意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第10条 理事の内1名を会長とし、4名以内の副会長を置く。

- ② 会長及び副会長3名以内は理事の内から互選し、1名は兵庫医科大学同窓会会長とする。
- ③ 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- ④ 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その任務を代行する。

(理事会)

第11条 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、次の事項を審議・決定する。

- 1 評議員会及び総会に提出する事項の企画・立案
  - イ 諸規則の制定及び変更
  - ロ 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
  - ハ 重要な財産の得失
- 2 会則及び諸規則に定められた事項の決定
- 3 その他本会の運営上必要な事項

(評議員会)

第12条 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問に応じ次の事項を審議する。

- 1 会則及び細則に定めた事項
- 2 諸規則の制定及び変更
- 3 事業計画、事業報告及び予算並びに決算
- 4 重要な財産の得失
- 5 その他本会の運営上必要な事項

(監事)

第13条 監事は次の職務を行う。

- 1 会務並びに収支決算を監査する。
- 2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(会員総会)

第14条 会員総会は、本会の最高決議機関で、会員数の10分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

- ② 総会の議長は会長とする。
- ③ 会長は毎年1回会員総会を招集する。ただし会員数の20分の1以上が議案を示して会員総会の開催を求めた時は、会長は2ヶ月以内に招集しなければならない。
- ④ 会長は次の事項について会員総会に付議しなければならない。
  - 1 会則及び諸規則の制定並びに変更
  - 2 事業計画、事業報告及び予算並びに決算
  - 3 重要な財産の得失

(非常事態時の書面による議決)

第14条の2 会長は、非常事態等の発生により、会員総会のために会員一同を参集することが相当でないと判断するときは、会員総会の議決を、書面による議決をもって代えることができる。

- ② 書面による会員総会の通知書には、各議案についての詳細な提案理由を記載する。
- ③ 会員の議案に対する賛否は、議案ごとに行う。
- ④ 会員の議案に対する賛否の書面の返送期限（郵便物の場合は消印の日付による）を定める。
- ⑤ 会員数の10分の1以上の賛成の回答をもって議決が成立したものとする。
- ⑥ 書面による議決の結果について、速やかに会員に報告する。

(委員会)

第15条 本会にその活動目的に応じた委員会を設置することができる。

(会計)

第16条 本会の会計は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

- ② 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- ③ 会計監査は、毎年6月末迄に行う。

附 則

この会則は、1997年3月29日から施行する。

なお、この会則の施行に際し、1997年2月22日（後援会設立の日）に大学に在籍している学生の取扱いは、別に定める「兵庫医科大学後援会設立に伴う移行措置」によるものとする。

附 則

この改正は、2004年1月1日から施行する。

上記会計年度の変更に伴い、2004年1月1日から3月31日までは3ヶ月決算となる。

附 則

この改正は、2007年6月3日から施行する。

附 則

この改正は、2011年6月12日から施行する。

附 則

この改正は、2015年5月30日から施行する。

附 則

この改正は、2021年4月1日から施行する。